



茨城県報

第 2408 号

平成24年8月6日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 1

告 示

●指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 3

●指定障害児通所支援事業者の変更 (障害福祉課) 3

●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 3

●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更 (2件) (障害福祉課) 4

●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (2件) (障害福祉課) 4

●障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定 (障害福祉課) 5

●種畜証明書の交付 (畜産課) 5

●中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間 (漁政課) 10

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 10

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) 10

●県営土地改良事業計画 (農村計画課) 11

●県営土地改良事業計画の変更 (2件) (農村計画課) 12

●入札公告 (会計管理課) 12

(警 察 本 部)

●入札公告 (2件) 17

規 則

茨城県規則第35号

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生法施行細則 (昭和47年茨城県規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表第1第11項第3号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改め、同項第5号中「生食用食肉等」を「生食用の食肉等 (馬の食肉等 (内臓は肝臓に限る。)) であつて、生食用として販売するものに限る。以下同じ。」に改め、同表第12項第3号

中「生食用食肉等」を「生食用の食肉等」に改め、同項第 6 号中「^{せき}脊柱」を「脊柱」に改める。

別表第 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (7) 生食用食肉（牛の食肉であつて、生食用として販売するものに限る。以下同じ。）を加工し、又は調理する場合は、次のとおりとすること。ただし、オ及びカの規定は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に規定する生食用食肉の調理基準のみが適用される施設については、適用しない。
- ア 生食用食肉を加工し、又は調理するための専用の作業台その他の設備は、それ以外の物と明確に区分すること。
- イ 生食用食肉を加工し、又は調理するための専用のまな板、包丁その他の器具（洗浄及び消毒が容易な不浸透性の材質のものに限る。）を備えること。
- ウ イの器具について、摂氏83度以上の温湯で洗浄及び消毒ができる専用の洗浄設備及び給湯設備等を設けること。
- エ 手指を洗浄及び消毒することができる専用の設備を設けること。
- オ 摂氏60度で2分間以上又はこれと同等以上の効果がある方法で加熱殺菌することができる温度計を備えた専用の設備を設けること。
- カ 加熱殺菌後の生食用食肉を摂氏4度以下で冷却することができる専用の冷蔵設備を設けること。

別表第 2 第 11 項に次の 1 号を加える。

- (6) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合は、次のとおりとすること。ただし、オ及びカの規定は、食品、添加物等の規格基準に規定する生食用食肉の調理基準のみが適用される施設については、適用しない。
- ア 生食用食肉を加工し、又は調理するための専用の作業台その他の設備は、それ以外の物と明確に区分すること。
- イ 生食用食肉を加工し、又は調理するための専用のまな板、包丁その他の器具（洗浄及び消毒が容易な不浸透性の材質のものに限る。）を備えること。
- ウ イの器具について、摂氏83度以上の温湯で洗浄及び消毒ができる専用の洗浄設備及び給湯設備等を設けること。
- エ 手指を洗浄及び消毒することができる専用の設備を設けること。
- オ 摂氏60度で2分間以上又はこれと同等以上の効果がある方法で加熱殺菌することができる温度計を備えた専用の設備を設けること。
- カ 加熱殺菌後の生食用食肉を摂氏4度以下で冷却することができる専用の冷蔵設備を設けること。

別表第 2 第 12 項第 5 号中「生食用食肉等」を「生食用の食肉等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (6) 生食用食肉を加工し、又は調理する場合は、次のとおりとすること。ただし、オ及びカの規定は、食品、添加物等の規格基準に規定する生食用食肉の調理基準のみが適用される施設については、適用しない。
- ア 生食用食肉を加工し、又は調理するための専用の作業台その他の設備は、それ以外の物と明確に区分すること。
- イ 生食用食肉を加工し、又は調理するための専用のまな板、包丁その他の器具（洗浄及び消毒が容易な不浸透性の材質のものに限る。）を備えること。
- ウ イの器具について、摂氏83度以上の温湯で洗浄及び消毒ができる専用の洗浄設備及び給湯設備等を設けること。
- エ 手指を洗浄及び消毒することができる専用の設備を設けること。
- オ 摂氏60度で2分間以上又はこれと同等以上の効果がある方法で加熱殺菌することができる温度計を備えた専用の設備を設けること。

カ 加熱殺菌後の生食用食肉を摂氏4度以下で冷却することができる専用の冷蔵設備を設けること。
別表第2第34項第1号中「(昭和34年厚生省告示第370号)」を削る。

付 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第877号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成24年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0850100249	PASAPAS・業の花ハウス	水戸市見川2-109-1	合同会社 オ フィス PA S A PA S	水戸市見川2-109-1	平成24年 8月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第878号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第1項に規定する変更の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成24年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			
			変更事項	変更前	変更後	変更年月日
0852300011	鹿島育成園児童 寮	障害児入所支援	主たる事務 所の所在地	鹿嶋市宮下2丁 目1番24号	鹿嶋市国末1539 番1	平成23年 10月1日

茨城県告示第879号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年8月6日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0812700433	いねの里いこいの家	筑西市下中山381 番地1	株式会社稲善	筑西市下中山381 番地1	平成24年 8月1日	短期入所